

漁港施設の指定管理者評価委員会

日時： 令和4年7月27日（水）13時30分

場所： 都庁第二本庁舎9階 9D会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (2) その他
- 4 閉 会

【配付資料】

漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

資料1「二見漁港（小笠原村父島） 漁港施設の管理について」

資料2「指定管理者の評価について」

資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」

資料4「漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）」

参考資料 ・ 漁港施設事業報告書（令和3年度）

・ 年度報告書

・ 指定管理者アンケート結果（令和3年度）

・ 経営基盤計算書

令和4年度 漁港施設の指定管理者評価委員

	氏名	職名等
外部委員	渋井 信和	公益財団法人小笠原協会会長
	羽根 正尋	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
	金子 邦博	公認会計士

座席表

モニター

事務局

事務局

渋井委員

金子委員

羽根委員

プレス

傍聴席

入口

漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

制定 平成19年5月31日付19港島管第210号
改正 平成22年6月7日付22港島管第366号
改正 平成24年1月24日付23港島管第1004号
改正 平成29年5月23日付29港島管第83号
改正 令和3年3月22日付2港島管第1222号

(設置)

第1 東京都漁港管理条例(昭和42年東京都条例第47号。以下「条例」という。)第15条の3第2項の規定に基づき、漁港施設の指定管理者として指定を受けたものが実施した施設の管理運営状況等を評価するため、漁港施設の指定管理者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例、同施行規則及び漁港施設の管理に関する基本協定等に基づき、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価
- (2) 特命要件の状況の継続に関して付議された事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

(組織)

第3 評価委員会は、次に掲げるもののうち、東京都港湾局長(以下「局長」という。)が委嘱する委員3名により組織する。

- (1) 公認会計士(1名)
- (2) 学識経験者(2名)

2 委員長は、第3の1の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、第3の1の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る評価について港湾局が公表する日までとする。

>&0Û o\$ (>'

">4 0Û o\$ (c •6x @Š7ÿ M•

>0 0Û o\$ (c \$ (b4# X b •_|~B'g M•

>1 0Û o\$ (b1ÿ!c •\$(b4# X[ôK •° Xb\Ac \$(6xbôM•\G•
M•

>2 0Û o\$ (c 8 ¶6ä b?Đ@ ¶Ç bÉÛ–Â©î–1± û &Í&–1±lg2ç'¼_|•
¶6ä&—Fè¥b œ NN¶6ä\M•

>&ò&î*O »>'

">5 \$(c *Ë »V%±~“S&Í&†f}KZc^}^8 Qb*Ë †3â8S<v rS]\
M•

>&â »>'

">6 0Û o\$ (b â »c ¾¿4” 4•7³ â 44Š'ö#.1" _>8Z/œ :

>&\$ õ>'

">7 G b0[]X_ u•v b b o ? 0Û o\$ (b4 _6õ K²0[^!8o c 7³ â 44Š6x @ 9
_ u•

7C N>&>/>7 â'ö" >0>/>. •>'

>/ G b0[]X c ¹ B>/>7 °>3 v>1>/ ¥ ? } ‹/œ M•

7C N>&>0>0 â'ö" >1>4>4 •>'

>/ G b0[]X c ¹ B >0>0 °>4 v>5 ¥ ? } ‹/œ M•

7C N>&>0>1 â'ö" >/>.>.>2 •>'

>/ G b0[]X c ¹ B >0>2° >/ v>0>2¥ ? } ‹/œ M•

7C N>&>0>7 â'ö" >6>1 •>'

>/ G b0[]X c ¹ B>0>7 °>3 v>0>1 ¥ ? } ‹/œ M•

7C N>&>0 â'ö" >/>0>0>0 •>'

>/ G b0[]X c ç ô>1 °>1 v>0>0 ¥ ? } ‹/œ M•

